

大通達甲（人少）第21号
令和6年4月30日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部人身安全・少年課長
各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

大学生サポーター運用要綱の制定について（通達）

大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱（平成31年4月25日付け大通達甲（生）第7号別添）第3の4(1)の規定により大分っ子フレンドリーサポートセンターに置かれる大学生サポーターを適正かつ効果的に運用するため、別添のとおり「大学生サポーター運用要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「大学生サポーター運用要綱の制定について」（平成31年4月25日付け大通達甲（人少）第28号）は、廃止する。

（人身安全・少年課サポートセンター係）

別添

大学生サポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱（平成31年4月25日付け大通達甲（生）第7号別添。以下「運営要綱」という。）第3の4(1)の規定により大分っ子フレンドリーサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に置かれる大学生サポーターの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

大学生サポーターは、サポートセンターに所属する職員と協力して、次の活動を行うものとする。

- (1) 少年相談の受理及びその処理に関する活動
- (2) サポート活動（運営要綱第2(2)に規定するサポート活動をいう。以下同じ。）
- (3) サポート活動が必要と認められる少年の発見及び通報に関する街頭活動
- (4) 広報及び啓発活動
- (5) その他少年の非行防止及び健全育成に関する活動

3 委嘱

- (1) 生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、次のいずれにも該当する者のうちから、大学生サポーターを委嘱するものとする。

ア 大分県内の大学（短期大学及び大学院を含む。）に在学し、かつ、県内に居住していること。

イ 少年の非行防止及び健全育成に関する意欲及び行動力を有すること。

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、少年の非行防止及び健全育成に関し、適任であること。

- (2) 人身安全・少年課長は、委嘱を決定したときは、委嘱状（第1号様式）及び大学生サポーターの証（第2号様式）を交付するとともに、大学生サポーター名簿（第3号様式）に必要事項を記載し、大学生サポーターの委嘱状況を明らかにしておくものとする。

4 定数

大学生サポーターの定数は、20人とする。

5 任期

- (1) 大学生サポーターの任期は1年とし、起算日を6月1日とする。
- (2) 大学生サポーターは、再委嘱することができる。再委嘱する場合は、前記3(2)の規定にかかわらず、委嘱状等は新たに交付しないものとする。
- (3) 人身安全・少年課長は、大学生サポーターを再委嘱した場合は、大学生サポーター名簿の再委嘱欄に再委嘱年月日を記載するものとする。

6 解嘱

- (1) 人身安全・少年課長は、大学生サポーターに次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、任期中にかかわらず解嘱するものとする。

ア 退任の申出があったとき。

イ 適格性を欠くに至ったとき。

ウ 死亡したとき。

- (2) 人身安全・少年課長は、大学生サポーターを解嘱したときは、大学生サポーターの証を返納させるものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 大学生サポーターは、その活動を行うに当たっては、大学生サポーターの証を携帯し、必要があるときは、これを提示するものとする。
- (2) 大学生サポーターは、その活動状況について、大学生サポーター活動状況表（第4号様式）により、人身安全・少年課長に報告するものとする。
- (3) 大学生サポーターは、その活動を行うに当たり、関係者の正当な権利及び自由を害することのないよう留意するものとする。
- (4) 大学生サポーターは、活動上知り得た秘密を他人に漏らさないものとする。大学生サポーターを解嘱された後も、また、同様とする。

8 謝金

人身安全・少年課長は、大学生サポーターが前記2の活動を行ったときは、別に定める支給基準に従い、謝金を支給するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。